

平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 J B イ レ ブ ン
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 新 美 司
(コード番号 : 3066 名証第二部)
問 合 せ 先 : 取 締 役 伊 藤 真 一
電 話 番 号 : 052-629-1100

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 27 日開催予定の第 35 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）が施行され、取締役会の監督強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図り、企業価値を向上させることを目的に創設された「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設と監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- (2) 意思決定の迅速化を目的として、取締役会の決議によって重要な職務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものです。
- (3) その他、字句の修正ならびに上記条文の新設、変更および削除に伴う、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 27 日（月）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 27 日（月）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第17条 (員数) 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)	第17条 (員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
第18条 (選任方法) (新設)	第18条 (選任方法) <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
① (条文省略) ② (条文省略)	② (現行どおり) ③ (現行どおり)
第19条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) <u>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)	第19条 (任期) <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)
第20条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② (条文省略)	第20条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 ② (現行どおり)
第21条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
第22条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前ま	第22条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前ま

<p>でに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条 (員数) <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>第28条 (選任方法) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第29条 (任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第30条 (常勤の監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>でに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって行う。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第24条 (取締役会の議事録) <u>取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第25条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第26条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任) <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	---

<p>第31条 <u>(監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第32条 <u>(監査役会の決議方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 <u>(監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 <u>(監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条 <u>(報酬等)</u> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第36条 <u>(監査役の責任限定契約)</u> <u>当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失が無いときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第29条 <u>(常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第30条 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第31条 <u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第32条 <u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会における議事について</u></p>

<p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第37条～第40条 (条文省略)</p>	<p><u>は、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>第33条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>
---	---